

第3編 計画の推進

(市民・事業者・行政の協働で進めるまちづくり)

1. 協働で進めるまちづくり

(1) 市民・事業者・行政の協働で進めるまちづくり

まちづくりにおいては、市民や事業者と行政が協働することにより実現を図るべきものが多くあります。したがって、本計画を円滑に推進し、将来像を実現するためには、まちづくりの担い手である市民の参画が不可欠です。市民や事業者と行政が一体となり、連携・協力し、それぞれの役割を、責任を持って実行していく必要があります。

(2) 協働でまちづくりを進めるための役割分担

①市民の役割

自らが住み、働き、憩う場である北茨城市を、より暮らしやすいまちにしていくため、まちづくりの主役としての自覚と責任を持ち、様々な立場で市民間の相互理解や、事業者、行政との連携、協力を努め、主体的にまちづくりに関わっていくことが求められます。

②事業者の役割

本市での経済活動を行う上で、より良い事業形態や操業環境を形成し、事業者としての責任ある行動を果たすことが求められます。このため、操業の維持・発展、従業員やその家庭の生活環境のみならず、事業所の周辺環境に対して積極的な社会貢献やまちづくりに対する協力が求められます。

また、観光事業者等においては、事業を通じて主体的にまちづくりに関わっていくことが求められます。

③行政の役割

本計画に基づき、総合的かつ計画的に各種事業の推進や調整を図ります。

そのためには、市民に対して各種まちづくりに関する情報を積極的に提供し、市民・事業者と一体となって本市のまちづくりを進めていくことが責務と考えられます。

また、必要に応じて、国、県、周辺自治体や関係機関への要請や調整、連携を行い、円滑で効率の良いまちづくりの推進を図ります。

(3) 市民・事業者のまちづくり体制の充実

①計画段階からの市民参画の推進

各種計画策定や事業実施にあたっては、アンケートなどによる市民意向の把握や関係住民へのヒアリングはもとより、策定委員会の市内各種団体代表者の採用や市民ワークショップの実施など、計画段階からの市民参加・参画の場を確保し、市民の声がまちづくりに反映される、市民・事業者と行政が一体となったまちづくりを進めます。

②まちづくり活動への支援

道路里親制度をはじめ、各種の地域のまちづくり活動などを積極的に奨励し、職員や人材の派遣、情報の提供等、多角的に支援できる体制を整備します。

また、市民ニーズや価値観の多様化による幅広い課題に対処するため、庁内における横断的な支援体制の充実等の検討を進めます。

③まちづくりのための人材の育成

まちづくりに関わる幅広い活動を支えるボランティア団体等の活動紹介や登録を進め、NPO 法人等の組織・団体の育成や、活動の支援を進めるとともに、生きがいづくりやコミュニティの活性化につながるボランティアの発掘・活用を図ります。

市民によるまちづくりを進める上で、地域等での推進役（リーダー）となる人材の育成を支援していくほか、学校教育との連携を図り、次世代を担う子ども達のまちづくりへの関心を高めていきます。

さらに、市民が自発的・主体的にまちづくりの提案ができるように、提案型都市計画、地区計画など、市民主体・参加型のまちづくりについての制度等の仕組みや提案の方法を周知するための勉強会の開催、情報紙等の配布、アドバイザー等の派遣などの支援・協力を図ります。



道路里親認定路線（磯原駅西口）



まちづくり市民ワークショップ
（都市計画マスタープラン）

（４）まちづくり情報の共有化

市民がまちづくりに対する興味を持ち、自らが暮らすまちについて把握し、より暮らしやすい環境の形成に向けての提案ができるように、オープンデータ化の対応など積極的な情報の公開に努めます。

情報の公開にあたっては、従来の広報紙や市のホームページなどに加えて、SNSなどの媒体を用い、誰にでも理解しやすい情報の提供や市民が発信しやすい方式での情報の聴取に努めます。

また、メディアの活用だけでなく、市民の関心が高いまちづくりのテーマを題材にしたワークショップ、懇談会、セミナー、勉強会などを開催し、市民と行政とが直接情報交換できる場づくりを図ります。

2. 計画的・段階的なまちづくり

（１）段階的に取り組むまちづくりの方針

まちづくりは、社会情勢や市民・事業者の方々からの要請、あるいは、国・県・周辺自治体等との関わり、さらには財政状況を踏まえて、長期的かつ計画的に実現を図ることが求められます。

したがって、すべての方針が一時期に実現化されるものではないことを認識しつつ、市民の意向やこれからのまちづくりの方向性などを考慮して、段階的に取り組むべきまちづくりの方針の考え方を以下に整理します。

①早急・早期に進めるべきもの

具体的に整備が進められている施策、事業については、順次その進捗を図ります。

道路環境の整備や浸水対策、公共公益施設の耐震化、交通事故や災害の危険性の解消等、市民の安全性に係る施策について優先的に実施します。

②中期的に進めるべきもの

概ね 10 年程度の中期的な視点に立ち、都市計画道路、各種都市施設、公園の整備・充実や未利用地の活用等、各種事業を順次進めていきます。なお、これらには早期に整備可能な内容も含まれることから、事業の緊急性や関連する事業の整備効果等との整合を図りながら整備を進めていきます。

③長期間かけて進めるべきもの

本計画に掲げられる施策、事業については、その熟度や財政状況、要望や要請等、様々な側面から勘案し、長期的な視点に立って整備を進めることが必要なものもあります。特に、面的に大きい規模、あるいは線的に長い距離を有するような、全市的な対応を要するものについては、段階的に整備を進める必要があります。

また、まちづくりを進める上でのソフト施策に係る人材育成や体制づくりなど、長期に取り組むことによってはじめて成果が得られるものも多くあります。

3. ニューノーマル(新常態)に対応したまちづくり

現在、「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)」の世界的流行によって、これまでの都市における住まい方や働き方が問い直され、人々のライフスタイルや時間に対する価値観が大きく変わる転換点となっています。また、テレワークやデジタル化の進展により、どこでも働ける環境が整い、働くにも住むにも快適な環境、ゆとりあるスペースへのニーズが高まり、地方への移住やオフィス移転が進みやすくなってきています。

本市は、海や山などの豊かな自然環境が暮らしの場と密接しているまちであり、その豊かな自然とともに発展してきた農業、水産業、観光業など、その土地ならではの生業(なりわい)や、地域に根付く歴史や文化、芸術といった余暇活動を楽しむこともできる自然と共生した豊かな暮らしができるまちです。

このような時代の転換点においても、北茨城市の豊かな暮らしに共感し、移住したい、起業したいと思える個性を生かしたまちづくりを展開していくことが必要です。

4. 各課・関係機関等との連携

(1) 全庁的なまちづくり体制の充実

①横断的な体制づくり

本計画を着実に推進するためには、様々な項目に関連するまちづくり方針に対応できるよう、庁内の横断的なまちづくりの推進体制を充実していく必要があります。例えば、計画策定に際して設置した「作業部会」等の組織を、今後も事業推進のための調整・検討機関として位置づけていくことが考えられます。

②職員の人材育成

まちづくりに対し、専門的に、またきめ細かな対応を行うため、職員の人材育成を今後とも積極的に進めるとともに、各種まちづくり活動への参加を促すため、情報の提供や専門家の派遣など多面的な支援体制づくりを進める必要があります。

③ソフトとハードが一体となったまちづくりへの取組

まちは、多様な市民生活や市民活動を支える舞台です。まちづくりの目的は、ハードを整備することにとどまらず、それを活用して市民が生き生きと活動し、豊かな暮らしが展開できることにあります。

そのためには、上位計画である「北茨城市総合計画」をはじめ、様々な個別計画との連携を図り、都市計画で整備したハードを有効に活用したソフト施策を展開する必要があります。

（２）周辺自治体との連携

新・陸前浜街道の整備など、広域的な視点でのまちづくりを検討すべきものについては、今後も一層の連絡調整や連携強化を図り、都市整備の一貫性の確保や施設の共同利用等を検討しながら都市計画を進めます。

（３）国・県・関係機関との連携

国・県道の整備など、国、県が事業主体となって整備する都市施設等については、引き続き、国・県あるいは関係機関との連携のもとに、都市計画事業の円滑な推進に努めます。

5. 財源の確保と効率的な運用

（１）ソフトとハードが一体となったまちづくりへの取組

今後のまちづくりは、社会経済情勢の変化を受けて、多様化、複雑化していることから、多大な時間を要するケースも多くなり、事業の継続性が重要となります。そのためには、安定した財源の確保に努める必要があります。

本計画に基づく各種事業、施策の総合的かつ着実な実施により、まちの魅力を高めながら、他県や他自治体から人・事業所を本市に呼び込むことにより、安定した税収の確保を図ることが目標となります。

さらに、国、県の補助制度の活用や PFI 等の民間資金の導入など、多様な財源の確保を検討することが必要です。

（２）効率的な運用

公共事業であっても民間委託した方が効率的である事業等については、民間活力の活用や業務の外部委託を進めるとともに、行政の事務事業の評価・改善を行うことにより、財政のスリム化、事業運営の効率化等を図ることが必要です。

6. 進行管理と適切な見直し

都市計画は、市民の財産権に関わる事項が含まれるため、安易に変更すべきではありません。

しかし、本計画の上位計画である「北茨城市総合計画」や「北茨城都市計画区域マスタープラン」が定期的に見直される中で、これらとの整合を図るために、また、都市や市街地を取り巻く状況の変化に対応するために、目標年次前であっても必要に応じて適切に見直していくことが必要となります。

見直しにあたっては、PDCA のマネジメントサイクルを重視し、個別の施策の進捗やその要因を検証するとともに、積極的な市民参加により市民の意向を把握しながら、社会状況に応じた持続可能なまちとなる計画づくりを目指します。

